

東大和市立中央図書館ネーミングライツ・パートナー募集要項

東大和市（以下「市」という。）では、東大和市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）への命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を以下のとおり募集します。

1 ネーミングライツ実施の趣旨

中央図書館におけるネーミングライツは、命名権者に企業名や商品名等を冠した施設の愛称を命名する権利を付与する代わりに、その対価を得ることにより、新たな財源を確保し、持続可能な施設運営を行うとともに、対象施設の魅力や市民サービスの向上を図ることを目的として実施するものです。

2 対象施設の概要

東大和市立中央図書館

建 物	所 在 地	東大和市中央3丁目930番地
	延床面積	2,690㎡
	建物構造	鉄筋コンクリート造
	階 層	地下1階、地上2階、塔屋
	竣 工	昭和58年12月15日
所 蔵 数(令和7年3月31日時点)		321,777冊
利用状況 (令和7年3月31日 時点)	年間貸出者数(延べ)	102,568人
	1日当たり貸出者数	373人
	年間貸出冊数	327,270冊
	1日当たり貸出冊数	1,146冊

3 募集概要

(1) 愛称付与の範囲等

ア 中央図書館におけるネーミングライツ・パートナーは、管理状況等を鑑み、1者を選定します。

イ ネーミングライツ・パートナーが命名できる名称は、協定期間内において、施設の呼称として使用される愛称であり、東大和市立図書館条例（昭和52年3月31日条例第11号）に規定する施設名称を変更するものではありません。また施設の所有権や経営権に影響を及ぼすものではありません。

ウ ネーミングライツ・パートナーが命名する愛称は、市民に親しまれ、かつ、対象施設の設置目的にふさわしいものであることを条件とします。

エ 東大和市以外の地域を連想させるような愛称を付することはできません。

オ 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称の変更はできません。また、愛称が定着するまで、条例上の施設名称を併記させていただくことがあります。

(2) 命名権料

年額100万円以上（取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

※ 命名権料の支払いは、原則として、毎年度当初に一括支払いとします。

(3) 愛称使用期間

- ア 愛称使用期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。ただし、特段の理由がある場合は、協議によりこれ以外の始期を設定できるものとし、ネーミングライツ・パートナーと市の協定において、その始期と終期を明示するものとしします。
- イ 愛称の掲示については、協定締結後、施設管理者と協議し、事前に準備することができます。
- ウ 市のホームページや広報紙では、アに記載の愛称使用期間の始期から愛称を使用するよう努めます。ただし、愛称やネーミングライツ・パートナーの決定等については、事前周知できるものとしします。
- エ 中央図書館のパンフレット等の印刷物については、愛称の使用開始後に印刷するものから愛称を使用し、愛称の使用開始時に現存するものは、当該印刷物がなくなるまでの間、修正せずに使用できるものとしします。

(4) 施設広報物・看板等の表記等（愛称ならびにロゴ及びシンボルマーク）

中央図書館のパンフレット、ホームページ等の施設広報物や、館外の看板・案内表示等に愛称や、ネーミングライツ・パートナーが提案するロゴ・シンボルマークを表記することができます。

なお、愛称にあわせ、ロゴやシンボルマークを使用する場合は、東大和市立中央図書館ネーミングライツ・パートナー応募申込書【様式3】にその旨を明記してください。優先交渉権者となった際、使用範囲等について調整し、協定に明記することとします。

※ 屋外の看板・案内表示等で愛称等を表示する場合は、東京都屋外広告物条例（昭和24年8月27日条例第100号）を遵守願います。また、屋内外を問わず、表記可能な看板・案内表示等については、市と協議のうえ決定することとします。

(5) 命名権料以外の費用負担区分

摘 要	費用負担者	
	市	ネーミングライツ・パートナー
看板、サイン表示の変更・新規設置（敷地・建物）		○※1
市が管理する周辺道路標識、サイン表示の変更		○※2
協定期間終了後または協定解除時の原状回復		○
協定解除後の原状回復		○※3
市のホームページ、パンフレット等の印刷物	○	

※1 関連費用を含め、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

※2 ネーミングライツ・パートナーが希望する場合。道路標識等の主管課との調整となります。

※3 市と協議のうえ、原状回復する部分を決定します。

4 応募資格

応募資格を有する者は、募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人格を有する団体（本社・本店所在地は、市内外を問いません。）とします。ただし、政治団体、宗教団体及び次の各号に該当する者は、応募できません。

なお、優先交渉権者の決定後、協定の締結までの間に当該優先交渉権者がネーミングライツ・パートナーとなることが不適当と認められる事象等が明らかとなった場合は、優先交渉権者としての資格を取り消すことがあります。

- ① 法令に違反している者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 国税又は地方税を滞納している者
- ④ 市長、副市長若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定により設置する委員会の委員若しくは監査委員（以下これらを「市長等」という。）又は市議会議員が、役員若しくはこれに準ずべき者又は支配人となっている者（市長等にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずべきものの2分の1以上出資している法人等を除く。）
- ⑤ 東大和市暴力団排除条例（平成24年12月27日条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行っている者
- ⑥ 役員又はこれに準ずべき者が次のいずれかに該当している者
 - ア) 破産者で復権を得ないもの
 - イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ) 公務員であった者で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- ⑦ 応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正又は更正手続をしている者
- ⑨ 法令等に基づく営業停止命令又は業務停止命令を受けている者
- ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- ⑪ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売業又は業務提供誘因販売業を業として営む者。ただし、主として通信販売を業として営む者で、同法第30条に規定する法人を除く。
- ⑫ 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を営む者
- ⑬ 法律に定めのない医業類似行為を行う者
- ⑭ 社会問題を起こしている業種または事業者
- ⑮ 愛称の使用開始時期の指定管理者の事業目的と競合する者。ただし、当該指定管理者及びその関連企業を除く。
- ⑯ その他、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市が認める者

5 応募手続き

(1) 募集スケジュール (予定)

	時 期	内 容
1	令和7年11月25日(火) ～12月3日(水)	募集要項等の配布 説明会参加申込期間 質問受付期間
2	令和7年12月12日(金)	説明会及び現地見学会開催 質問回答日
3	令和7年12月15日(月) ～12月19日(金)	応募書類受付期間
4	令和8年1月14日(水)	選定審査の実施
5	令和8年1月16日(金)	優先交渉権者決定 審査結果通知
6	令和8年2月中旬	協定締結
7	令和8年2月中旬～3月31日(火)	周知、導入準備、サイン等調整

(2) 募集要項等の配布

募集要項等については、次の日程で配布します。なお、市のホームページからのダウンロードも可能です。

ア 配布日時

令和7年11月25日(火) から12月3日(水) まで
午前8時30分から午後5時まで

イ 配布場所

- ① 東大和市役所4階 政策経営部企画政策課
※土曜日、日曜日、祝日を除く。
- ② 東大和市ホームページURL: <https://www.city.higashiyamato.lg.jp>

(3) 説明会及び現地見学会

ア 説明会

- ① 開催日時 令和7年12月12日(金) 午後2時から
- ② 場所 東大和市役所 会議棟2階第5会議室
- ③ 参加方法

東大和市立中央図書館ネーミングライツ・パートナー応募に関する説明会参加申込書【様式1】を、令和7年12月3日(水) 午後5時までに企画政策課にメールで提出してください。なお説明会当日は、1事業者あたり2名までの参加とします。

当日、開始時刻までに会場にお越しください。定刻になり次第開会します。

イ 現地見学会

説明会終了後、希望者を対象に現地見学会を開催します。詳細は、説明会でご説明いたします。

(4) 質問受付

応募に関する質問は、東大和市立中央図書館ネーミングライツ・パートナー募集に関する質問書【様式2】により、下記期間に企画政策課にメールで提出してください。（メールアドレスは「10 問い合わせ先」参照）

ア 質問受付 令和7年11月25日（火）から12月3日（水）まで

イ 回答方法 令和7年12月12日（金）開催の説明会にて回答するとともに、説明会欠席の質問者には、メールにて回答いたします。

(5) 応募方法

下記①～⑧をファイルに綴じた正本1部を応募受付期間内に提出してください。

① 東大和市立中央図書館ネーミングライツ・パートナー応募申込書【様式3】

② 団体の概要書【様式4】

③ 応募資格等についての誓約書【様式5】

④ 地域貢献・文化活動の実績【様式6】

⑤ 印鑑証明書 注1

⑥ 直近3か年の決算報告書

⑦ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等） 注1

⑧ 法人税、法人事業税、法人市民税（法人住民税）の納税証明書 注2

注1 令和7年11月1日以降に交付を受けたもの。

注2 納税を証明できる最新年のもの（滞納が無いことを確認します。）。

※ 会社概要等がわかるパンフレット等がございましたら、添付してください。

(6) 応募受付期間

令和7年12月15日（月）から12月19日（金）まで

※ 持参の場合は、午前8時30分から午後5時までの間にお越しください。

※ 郵送の場合は、12月19日（金）午後5時必着とします。

(7) 提出先

「10 問い合わせ先」に同じです。

(8) 留意事項

ア 応募にあたって必要な経費は、全額応募者の負担とします。

イ 応募書類等は、返却いたしません。また、東大和市情報公開条例（平成15年9月19日条例第22号）に基づき、開示することがあります。

ウ ネーミングライツの付与の範囲など詳細については、ネーミングライツに関する優先交渉権者の選定後において、市と協議の上、決定します。なお、この協議においては、愛称についても修正等の調整をお願いする場合があります。

6 ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者の選定について

(1) 優先交渉権の付与

市が設置する審査委員会において、多角的な視点から応募書類を総合的に判断し、応募のあった事業者に対して順位を付するとともに、第1順位者にネーミングライツ・

パートナーの優先交渉権を付与します。

なお、応募者が1者の場合は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか否かを審査し、交渉権者とするものの是非を決定します。

(2) ヒアリングの実施

優先交渉権者の選定又は交渉権者の決定にあたり、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

(3) 結果の公表

優先交渉権者の選定又は交渉権者の決定後、その結果を応募者に通知するとともに、選定結果を公表します。

7 協定の締結

(1) 締結に係る協議

市は、優先交渉権者又は交渉権者と提案に基づく協定内容を協議し、協議が整った場合は、ネーミングライツに関する協定を締結します。

(2) 協議が整わない場合

市は、お互いに誠意をもって協議したにもかかわらず合意に至らず、合意の可能性がないと判断した場合は、優先交渉権を付与された者との協議を打ち切り、第2順位者との協議を開始することができるものとします。また、以降この例により、順次、下位順位者との協議を開始できるものとします。

(3) 協定の継続

市は、協定期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから協定継続の申出があったときは、当該ネーミングライツ・パートナーに対し、次期の愛称使用期間における優先交渉権を付与することができるものとします。

(4) 協定の解除

市は、ネーミングライツ・パートナーの事情・瑕疵により、当該施設の愛称維持が困難であると認められる場合や市長が命名権を行使することが妥当でないと判断した場合は、協定を解除することができるものとします。また、協定解除に伴う原状回復に必要な経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

8 ネーミングライツ・パートナーの公表、愛称の周知

市は、ネーミングライツ・パートナーが正式に決定した後、法人名、施設の愛称、命名権料等について公表し、広く愛称の周知を図ります。

9 命名権料の使途

中央図書館における施設の維持管理に係る経費として活用します。

1 0 問い合わせ先

東大和市 政策経営部 企画政策課

担当者：中山、林、丑山

〒207-8585 東大和市中心3丁目930番地

電話：042-563-2111（内線1421）

E-mail：kikaku@city.higashiyamato.lg.jp